

休会手続きについて

生徒のご都合上、一定期間通う事ができない場合は、休会手続きにより、会員資格を失うことなくご利用休止いただけます。

【規約・注意事項】

- 休会届用紙は、休会開始を希望される月の1ヵ月前までにご提出ください。
- 理由なく提出期日を過ぎますと、ご希望月での休会受付が出来兼ねますのでご注意ください。
- 休会届のご提出がない場合、通常通り会費をご請求させていただきます。
- 1度休会手続きをされますと、復会のご連絡を頂くまでは休会となり、休会期間は無期限となっております。
- 休会期間中は会費の引落しがされません。再開手続き後通常通り月会費がお引落されます。

以上、上記の規約に同意のうえ休会届を提出いたします。

届出日 年 月 日

所属道場		氏名	
休会開始日	令和 年 月 日より		

※本状は、復会される日まで、必ず保管してください。

空手道虎道会事務所 〒153-0052 東京都荒川区西日暮里 5-33-3 横地ビル 101 TEL 03-6806-7927

下記、ご記入のうえ届け出ください。

.....

受付印

規約に同意のうえ 休会届を提出いたします。

休 会 届

届出日	平成 年 月 日	受付担当	
氏名	Ⓜ	所属道場	
住所			
休会理由			
休会開始日	令和 年 月 日より		